

感染症による出席停止について

病名	出席停止期間の基準
インフルエンザ（学校）	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで
インフルエンザ（幼稚園）	発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後三日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または五日間の適正な抗菌薬療法が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後三日を経過するまで
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が始まった後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後二日を経過するまで
結核	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで

※この他に「感染症胃腸炎」「溶連菌感染症」「マイコプラズマ感染症」等かかった時は出席停止になります。

ただし、診察を受けた医師より「登校してもよい」と言われた時は、この限りではありません。欠席する時は医師の診断書は必要ありませんが、学校に連絡をお願いします。



